

国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(部局への通知)</p> <p>第6条 <u>財務部財務課長</u> (以下「財務課長」という。) は、入金された対象経費等について、半期ごとに取りまとめて、様式1-1及び様式1-2により部局に通知する。</p> <p>(承認手続等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 財務課長は、前項の承認があった場合は、産官学連携奨励費の教職員への支給については、様式3に前条の請求書を添えて、<u>総務部人事課長</u> (以下「人事課長」という。) に支出の依頼をし、次条の規定による研究室への配分については、当該部局に予算配分を行う。</p>	<p>本則</p> <p>(部局への通知)</p> <p>第6条 <u>財務課長</u> は、入金された対象経費等について、半期ごとに取りまとめて、様式1-1及び様式1-2により部局に通知する。</p> <p>(承認手続等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 財務課長は、前項の承認があった場合は、産官学連携奨励費の教職員への支給については、様式3に前条の請求書を添えて、<u>人事課長</u> に支出の依頼をし、次条の規定による研究室への配分については、当該部局に予算配分を行う。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。